

市制施行90周年記念事業

はちのへ市民チャレンジ応援補助金

はちチャレ90募集要項

Happy Anniversary



募集期間

平成30年9月20日(木)～平成30年11月20日(火)

対象

市民活動団体、地域コミュニティ活動団体、事業者

八戸市 総合政策部 市民連携推進課

もくじ



1	目的	1ページ
2	対象団体等	1ページ
3	対象事業	1ページ
4	補助金額	2ページ
5	対象となる経費	2ページ
6	応募から事業終了までの流れ	3ページ
7	応募書類 様式・記入のポイント	8ページ

はちのへ市民チャレンジ応援補助金について

1 目的

本市は、昭和4年5月1日、当時の八戸町・小中野町・湊町及び鮫村の4町村の合併により市制を施行して以来、来る平成31年5月1日に、市制施行90周年を迎えることとなります。

この節目の年を迎えるに当たり、市民の皆様とともに八戸の歴史を回顧し、今日の礎を築きあげてきた先人の労苦に感謝するとともに、市を挙げてこれを祝い、より一層の市勢の発展へ向けた契機とすることを目的に、市民の皆様から記念事業の提案を募集します。

2 対象団体等

市民活動団体（ボランティア団体、特定非営利活動法人等）や、地域コミュニティ活動団体（町内会、子ども会、PTA等）、事業者で、次の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- ① 構成員、従業員が5人以上であること
- ② 団体、事業者の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 主たる活動地域・拠点、事業所が八戸市内であること
- ④ 法人の場合、法人市民税・固定資産税・軽自動車税を滞納していないこと
- ⑤ 公共の利益に反する行為を行わない団体であること

3 対象事業

応募の対象となる事業は、**平成31年度中に自主的に行われる公益性のあるまちづくり活動に関する事業**で、次のいずれかのテーマに該当するものとなります。

※営利のみを目的とする事業や、政治活動または宗教活動事業等は対象となりません。

- ①八戸市の発展に貢献された先人の功績を讃えるもの
- ②八戸市の直近10年間の歩みを振り返るもの
- ③八戸市の魅力を確認・再発見するもの
- ④八戸市の更なる飛躍や発展が期待されるもの

4 補助金額

補助金の額は、**法人格の有無により異なります。**

団体等	補助率等	補助限度額
法人格を有しないもの	補助対象経費の 100%	50万円
法人格を有するもの	補助対象経費が 50万円 以内 ・・・補助対象経費の 100%	500万円
	補助対象経費が 50万円 を超えるもの ・・・50万円+超える額の 50%	

- ・対象事業に他の収入がある場合は、補助金額と他の収入の額との合計が、総事業費を超えない範囲とします。
- ・1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・補助金は、予算の範囲内で決定します。なお、補助金額が50万円を超える事業が複数ある場合、補助金の合計は500万円を限度とします。

5 対象となる経費

- ・補助金の対象となる経費は、**対象事業を実施するために、直接必要と認められる経費で、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間に支出される経費**です。
- ・領収証が無いもの、使途が不明なもの、団体の経常的な運営費など、交付の対象としてふさわしくないと認められる経費は、補助金の対象となりません。
- ・審査により、対象経費の一部が査定される場合があります。

【対象経費の例】（○=対象となる経費、×=対象とならない経費）

項目	摘要	区分	備考
謝礼	講師等の謝礼	○	現金で支給されるものに限る
旅費	講師等の交通費や宿泊費	○	会員・従業員等の視察旅費は対象となりません。
消耗品費	材料費も含む	○	
印刷製本費	チラシや報告書等の印刷経費	○	
通信運搬費	郵便等に要する経費	○	
保険料	ボランティア保険料、イベント保険料など	○	
賃借料	会場、備品等の借上げ料	○	
備品購入費	耐久年数が1年以上で長期間その形状を変えず使用できるもの	×	例) 机、イス、PC、プリンター、カメラなど
人件費	事業実施の際の人件費、アルバイト賃金等	×	
飲食費	参加者および会員の飲食代	×	講師等の飲料水は対象となります。

6 応募から事業終了までの流れ

30 年度

9/20~11/20

A 応募書類の提出 4 ページ
(提出書類・提出先・提出方法)

説明会

B 第 1 次審査(書類審査会) 5 ページ

1/26 (土)
※予定

C 第 2 次審査(公開ヒアリング審査会) 5 ページ

交付決定

31 年度

4月下旬
※予定

D 補助金の交付 6 ページ

E 事業の実施 6 ページ

事業終了から 30 日以内
または、
3 月上旬のいずれか早い日

F 実績報告書の提出 7 ページ

32 年度

G 事業の評価 7 ページ

A**応募書類の提出****■募集期間**

平成30年9月20日（木）から11月20日（火）まで **※必着**

■提出書類

- ① 企画提案書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 事業収支予算書（第3号様式）
- ④ 団体等概要書（第4号様式）
- ⑤ 定款または規約、会則
- ⑥ 5人以上の構成員または役員、従業員等の名簿
- ⑦ 団体のH30年度収支予算書
- ⑧ 団体のH29年度収支決算書
- ⑨ その他参考となる資料、市長が必要と認める書類

- ・提出書類の様式（第1号～第4号様式）は、市のホームページからダウンロードできます。
- ・企画提案書を記入の際は、8ページに記載の「応募書類 様式・記入のポイント」を、ご参照ください。
- ・提出された各種応募書類等の内容（個人情報を除く）は、公開ヒアリング審査会等で公開する場合がありますので、ご了承ください。

■提出先・提出方法

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 市民協働グループ

〒031-8686

八戸市内丸一丁目1番1号（本館4階）

電話 0178-43-9207（直通）

- ・上記の提出先へ、持参または郵送してください。
- ・持参する場合、平日の午前8時15分から午後5時00分までに提出してください。
- ・郵送する場合、募集期間の最終日の必着です。

■説明会 全日同じ内容（1時間程度）です。ご都合のよい日時にご来場ください。

	日時	場所
第1回	平成30年9月25日（火）14:00 ～	はっち1階 シアター1
第2回	平成30年9月25日（火）18:30 ～	
第3回	平成30年9月28日（金）14:00 ～	マチニワ
第4回	平成30年9月28日（金）18:30 ～	

B 第1次審査（書類審査会）

■内容

- ・応募書類に基づき、応募団体へ応募要件や内容について、書類審査を実施します。
- ・審査は、有識者等の市民で構成する「八戸市協働のまちづくり推進委員会」が、下記の審査基準により、ヒアリング審査を実施する提案事業として選考します。
- ・審査結果については文書により通知します。

■審査方法

- ・応募書類について、各コース 50 点満点（5つの基準ごとに 10 点満点）で採点します。
- ・最高得点と最低得点を除いた評価点数の平均点が概ね6割以上の提案事業について、ヒアリング審査を実施する提案事業として選考します。

【審査基準】 以下の観点から、八戸市協働のまちづくり推進委員会が審査します。

審査基準 (各 10 点満点)	審査内容
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・事業の効果の対象が団体等に限定されておらず、多くの市民の利益等につながる事業であるか・地域の課題解決や活性化が図られ、地域社会に貢献が期待できる事業であるか
②有効性	地域の課題解決や活性化など、事業の目的を達成するために、事業内容や手法が適切で効果的か
③独創性	団体等や地域の専門性・特徴を活かした「市民」ならではの取り組みであるか
④実現性	<ul style="list-style-type: none">・スケジュールや予算が具体的かつ現実的であるか・事業の内容や規模・体制が適切であるか・事業に取り組む姿勢に熱意や意気込みが感じられるか
⑤将来性	事業の継続や団体等の発展が期待できる事業であるか



C**第2次審査（公開ヒアリング審査会） …… 平成 31 年 1 月 26 日（土）※予定****■内容**

- ・書類審査会で選定された提案事業の企画提案書の内容について、公開でヒアリング（質疑応答等）を行います。
- ・対象団体の方は、必ず出席してください。
- ・他団体の審査を会場内で傍聴することもできます。
- ・審査は、有識者等の市民で構成する「八戸市協働のまちづくり推進委員会」が、5ページ下段の審査基準を踏まえ、総合的に審査します。
- ・審査結果については、後日文書により通知します。

■審査方法

- ・応募書類及びヒアリング審査をもとに、各コース 50 点満点（5つの基準ごとに 10 点満点）で採点します。
- ・最高得点と最低得点を除いた評価点数の平均点が、概ね 7 割以上の提案事業のうち、点数の高い順に交付対象事業候補として選考します。

■交付決定

- ・委員会の審査結果を受け、市長が交付対象団体を決定します。採択された団体には、別途、交付申請書を提出していただきます。

D**補助金の交付****…… 平成 31 年 4 月**

- ・補助金交付請求書等を提出していただきます。

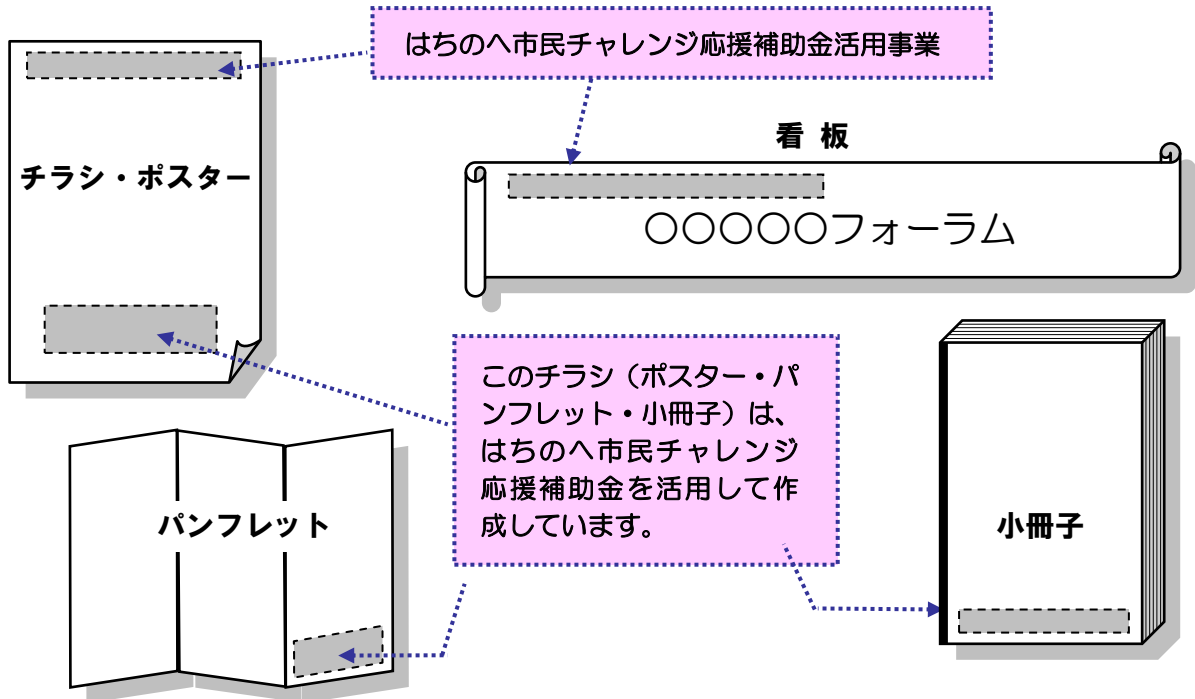
E**事業の実施****…… 平成 31 年度内****■事業実施にあたっての留意事項**

- ・補助金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- ・交付決定後、事業内容を変更する場合は、あらかじめ変更手続きが必要ですので、速やかに市民連携推進課（電話：43-9207）まで、ご連絡ください。
- ・事業実施にあたり、適正な予算執行（物品等の購入における速やかな支出、領収証等の支払いに関する書類の保管）に努めてください。
- ・事業実施にあたり、活動の記録（写真・チラシ・新聞記事等）を残すようにしてください。
- ・事業の実施状況について、10 月末現在での中間報告書をご提出いただくほか、随時、視察や聞き取りをさせていただくことがあります。
- ・虚偽の申請があった場合等には、補助金の交付を取り消す場合があります。

■「はちのへ市民チャレンジ応援補助金」のPR

- ・事業実施にあたり、本補助金を活用した事業であることを、チラシ等の印刷物・看板・成果物などへ明記し、公表およびPRしてください。

PR（例）



F 実績報告書の提出

対象となる事業が終了してから30日、もしくは平成32年3月上旬（交付団体へ別途通知）のいずれか早い日までに、下記の書類を持参または郵送により、提出していただきます。

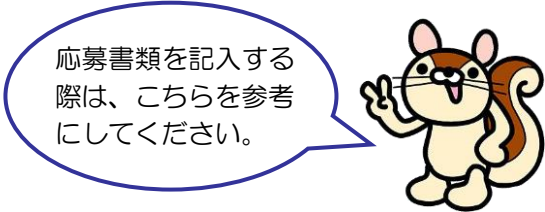
- ①実績報告書
- ②事業記録報告書
- ③事業収支決算書 ※事業に係る経費についての領収証を添付。
- ④団体収支決算（見込み）書
- ⑤事業の様子がわかる資料（写真、新聞記事、チラシ等）

【提出先】 八戸市 総合政策部 市民連携推進課 市民協働グループ

G 事業の評価

提出いただいた実績報告書等をもとに、協働のまちづくり推進委員会が事業を評価します。

7 応募書類 様式・記入のポイント



別記
第1号様式（第5条関係）

はちのへ市民チャレンジ応援補助金企画提案書

30年 9月 20日

(あて先) 八戸市長

団体の代表者印を押印。代表者印がない場合は、代表者個人の印を押印。

企画提案者 所在地 八戸市根城四丁目△番□号
 企画提案者名 まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」
 代表者職氏名 代表 八戸 太郎

(担当者) 職氏名 事務局長 白浜 海江
 連絡先 住所 〒031-0073
 八戸市売市三丁目△番□号
 TEL 71 - ××××
 FAX 71 - ××××
 mail dogu-8@ ~.ne.jp

はちのへ市民チャレンジ応援補助金制度

4つのテーマのうち、どの事業にあたるかを選び、チェックしてください。

1 事業名	○○○○○ 事業
2 事業区分 (該当する区分にチェックを記入してください)	<input type="checkbox"/> ①八戸市の発展に貢献された先人の功績を讃える事業 <input type="checkbox"/> ②八戸市の直近10年間の歩みを振り返る事業 <input checked="" type="checkbox"/> ③八戸市の魅力を確認・再発見する事業 <input type="checkbox"/> ④八戸市の更なる飛躍や発展が期待される事業
3 事業実施期間	31年4月1日 から 31年11月30日
4 総事業費 (補助対象外経費を含む)	210,000 円
5 補助金申請期間	200,000 円
6 提出書類	(1) 事業計画書 (第2号様式) (2) 事業収支予算書 (第3号様式) 補助対象経費以外も含めた事業費の合計額を記入してください。 (様式) 簿、収支予算書・決算書

H31.4.1からH32.3.31までの期間で記入。(準備期間や、報告書作成期間も含む。)

事業計画書

事業名	〇〇〇〇〇 事業
企画提案者名	まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」
事業の目的	(事業を取り組もうと思ったきっかけは何ですか)
【審査の視点： 公益性・有効性】	(事業実施の目的は何ですか)
事業の対象となる人	(どのような人のための事業ですか)
【審査の視点： 公益性】	(事業の対象となる方は何人くらいいますか)
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>各項目には「審査の視点」が書いてあります。(P5参照) 各項目の審査のポイントを意識して記入してください。</p> </div>
事業の内容 (どのような内容・方法等で実施するか記入)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※より分かりやすく内容を伝えるために、次のポイントを中心に、記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> どのような人のために <input type="checkbox"/> いつ <input type="checkbox"/> どこで <input type="checkbox"/> どんなことを <input type="checkbox"/> どうやって <p>目的を達成するための内容、手法として矛盾がないか留意してください。</p> </div>
事業実施により期待される効果 (この事業実施によって、市民や地域に対してどのような効果が期待できるかを具体的に記入)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※実施する事業によって目指す、または期待している効果を具体的に記入してください。</p> </div>
【審査の視点： 公益性】	

※その他提案する事業を理解するために参考となる資料などがあれば添付してください。

事業計画書

	日程	実施内容
<p style="text-align: center;">事業の スケジュール</p> <p>(準備作業から終了後の報告などまで、可能な範囲で具体的に時系列で記入)</p> <p>【審査の視点： 実現性】</p>	4月上旬	担当者打合せ 広報HP作成
	5月	関係団体との打合せ（公民館にて） 広報チラシ・ポスター作成、印刷発注
	7月	出演者・参加者説明会 チラシ・ポスターの配布
	8月26日	〇〇〇開催 ・対象者：一般市民 ・場 所：八戸ポータルミュージアムはっち はっちひろば ・内 容：〇〇〇〇〇〇
	9月	参加者アンケートの集計、各種支払等
	10月	会議（参加者による振り返り）
	11月30日	報告書提出
<p>事業に対する 他の助成金等の 有無</p>	<p>(いずれかを○で囲んでください)</p> <p style="text-align: center;">あり（助成金等名） ・ なし</p>	
<p>来年度以降の事業の展開・事業実施後の見通し</p> <p>(事業終了後の事業または団体の活動の見通しについて記入してください)</p> <p>【審査の視点： 将来性】</p>	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業をどのように継続していくか、もしくはこの事業の効果をどのように生かしていくか（事業・団体の方向性） ・補助終了後の資金調達の見込みや経費についての工夫など（資金の見通し） </div>	

事業収支予算書

区 分		予算額	1,000 円未満切り捨てで記入して下さい。	
収入の部	はちのへ市民チャレンジ応援補助金	200,000 円		
	団体負担金	50,000 円		
	会費収入	円		
	事業収入	円		
	寄付金	円		
		円		
収入総額		210,000 円	*補助金を含む収入総額	
支出の部	補助対象経費	消耗品費	21,000 円	資料用紙、インク、封筒等
		印刷製本費	94,000 円	チラシ作成 2,000 枚
		会場使用料	15,000 円	はっちひろば 9,770 円、他器具等
		謝礼	20,000 円	講師 1 名
		通信運搬費	20,000 円	チラシ送付用、連絡用切手代
		看板作成費	30,000 円	フォーラム用
		円		
	補助対象経費計		200,000 円	
	補助対象外経費	飲食費	10,000 円	会議用お茶、茶菓子代
			円	
		円		
補助対象外経費計		10,000 円		
支出総額		210,000 円	(補助対象経費)+(補助対象外経費)	

収入の合計と支出の合計が同じ金額になります。

※内訳には、具体的な算出根拠を記入して下さい。

貴団体の活動等について、
簡潔に記入してください。

第4号様式（第5条関係）

団 体 等 概 要 書

団体名	まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」	事務所がない場合は、 事務局担当者または 代表者の住所を記入。
主たる事務 所の所在地	〒 039-1166 八戸市根城4丁目0-0 電 話 22-XXXX Fax 22-XXXX E-mail なし	組織として団体を設立 した時期を記入（法人 格がある場合は取得月 日も記入）。
設立年月日	平成27年 6月 1日（平成 年 月 日法人化）	
設立目的 (100字以内)	定款・会則等に定められた団体の目的を100字以内に要約して記入。	
主な 活動内容 (100字以内)	団体の活動内容を簡潔に（箇条書き等で）記入。	
主な 活動場所	団体事務所（八戸市根城） 根城地域（公民館、児童館ほか）	正会員数を記入。 監事・監査も 含めて記入。
構成員	会員数（社員数）15人 役員数 7人 （会員以外にボランティア 人が協力）	
予算・ 決算規模	今年度予算額 280,000 円 前年度決算額 190,000 円（※活動実績がある場合のみ記入）	30年度予算額を記入。
団体に対する 他の補助 金の有無	有・無 ※有の場合、具体的に []	29年度決算額を記入。
これまでの 活動の経 緯・実績	（時系列で箇条書き） ・貴団体にとって大きな成果が出た事業など主な活動実績を記入 例) 27年 6月 まちづくりボランティア「元気はちのへ隊」設立 27年 7月～ 毎月1回勉強会を開催（場所：根城公民館） 28年 7月 まちづくりボランティア研修会開催（参加者30名） ・ ・ ・	
その他PR したいこと	団体の活動PRやこれまで活動しての成果、今後取り組んでみたいこと などを記入して下さい。	

※団体の規約・会則、名簿（構成員または役員）、予算書、直近の決算書を添付してください。

※法人の場合は、納税状況の確認に関する同意書または、納税証明書の添付が必要です。

法人の場合は、納税状況の確認に関する同意書
または、納税証明書の添付が必要です。

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

同 意 書

市が次の税目（納付すべき税額がある場合に限る。）について納税状況を確認
することに同意します。

(税目) 法人市民税 固定資産税 軽自動車税

住 所
法 人 名
代表者職氏名
代表者生年月日

⑩

※同意書に署名押印されない場合は、別に納税証明書(市税の滞納がないことの証明)
を添付してください。

はちのへ市民チャレンジ応援補助金制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市（以下「市」という。）が平成31年5月1日に市制施行90周年を迎えるに当たり、市民とともに八戸の歴史を回顧し、今日の礎を築きあげてきた先人の労苦に感謝するとともに、市を挙げてこれを祝い、より一層の市勢の発展へ向けた契機とするために行う記念事業であるはちのへ市民チャレンジ応援補助金制度（以下「本制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 はちのへ市民チャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、市民活動団体若しくは地域コミュニティ活動団体又は事業者（以下「団体等」という。）（法人格を有しない団体等にあつては、団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されており、構成員、従業員等が5人以上であるものに限る。）であつて、次の各号に掲げる要件（法人格を有しない団体等にあつては第3号に掲げる要件を除く。）のいずれをも満たすものとする。

- (1) 主たる活動拠点が八戸市内にあること。
- (2) 公共の利益に反する行為を行わない団体等であること。
- (3) 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団（八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（八戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にあるものではないこと。

(対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、団体等が第1条の趣旨に沿った事業かつ公共の利益の増進を目的とした自主的に取り組むまちづくり活動に関する事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 八戸市の発展に貢献された先人の功績を讃えるもの
 - (2) 八戸市の直近10年間の歩みを振り返るもの
 - (3) 八戸市の魅力を確認・再発見するもの
 - (4) 八戸市の更なる飛躍や発展が期待されるもの
- 2 対象事業の実施期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。
- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
 - (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業
 - (3) 政治活動又は宗教活動
 - (4) 営利のみを目的とする事業
 - (5) その他補助金の交付対象として適当でないと認められる事業

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費及び謝礼に要する費用のほか、当該対象事業の実施に必要なと認められる費用のうち別に定めるものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の対象としない。

- (1) 人件費
 - (2) 飲食費
 - (3) 視察旅費
 - (4) 備品購入費
 - (5) その他補助金の交付対象として適当でないと認められる経費
- 2 補助金の額（以下「補助額」という。）は、別表のとおりとする。

(対象事業の企画提案の募集)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の申込期間内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) はちのへ市民チャレンジ応援補助金企画提案書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 団体等概要書（別記第4号様式）
- (5) 団体等の定款、規約又は会則
- (6) 団体等の構成員又は役員の名簿
- (7) 団体等の経営及び活動状況を示す資料（平成30年度収支予算書及び平成29年度収支決算書等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(企画提案の審査及び選考)

第6条 市長は、企画提案のあった対象事業の選考に当たり、八戸市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に意見を求めるものとする。

- 2 推進委員会は、必要に応じて委員会を開催し、別に定める選考基準により企画提案の内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、推進委員会の意見を基に企画提案の審査・選考を行うものとし、その結果については、速やかに企画提案をした者（以下「企画提案者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 補助金の交付に関し必要な事項は、予算に応じて市長が別に定める。
- 3 補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、事業の実施に当たり、本制度の活用事業である旨の周知に努めなければならない。

（事業の評価）

第8条 補助金交付者は、補助金の交付を受けた事業（以下「補助金交付事業」という。）の内容及び実施状況について、市長が定めるところにより事業報告を行うものとする。

- 2 推進委員会は、前項の事業報告を基に、事業の評価を行うものとする。

（制度実施状況の公表）

第9条 市長は、対象事業の企画提案の受付状況、企画提案者の名称、企画提案の内容、選考結果、補助金交付事業の内容、実施状況、成果及び評価結果の概要等について、原則として、ホームページ等で公開するものとする。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月8日から実施する。

別表

区分	補助率等	補助限度額
法人格を有しないもの	対象経費の10分の10	50万円
法人格を有するもの	対象経費が50万円まで・・・対象経費の10分の10を交付	500万円
	対象経費が50万円を超えるもの・・・50万円に加え、超える額の2分の1の額を交付	

※ 対象事業に他の収入がある場合は、補助額と他の収入の額との合計が、総事業費を超えない範囲とする。

みんなで 進めよう!
協働 のまちづくり

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 市民協働グループ

住所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（本館4階）
電話 0178-43-9207（グループ直通）
0178-43-2111（代表・内線2115、2119）
FAX 0178-47-1485
Eメール renkei@city.hachinohe.aomori.jp

